

## 申請に対する処分

処分名	排水設備等の工事の申込み
根拠法令	奄美市下水道条例第6条
所管課	下水道課

### 1 審査基準

申請を行うことができる人又は団体

排水設備等の新設等又は撤去をしようとする人又は団体

申請の方法

「排水設備工事申請・設計書」を下水道課に提出する。

許認可等の要件

別冊「排水設備設計施工基準」に該当すること。

### 2 標準処理時間

7日